

第10回

「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成27年8月18日（火）午後1時30分～午後3時05分

会場：新潟市役所 分館6階 602会議室

出席委員：植木委員、大竹委員、逢坂委員、山賀委員、山岸委員、山田委員

（出席6名，欠席1名）

事務局出席者：こども未来課 小沢こども未来課長、古泉こども未来課長補佐

高野育成支援係長、八木育成支援係副主査

地域教育推進課 菅原副参事

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長

傍聴者 有3名

会議内容

1 開会

○古泉こども未来課長補佐

定刻になりましたので、これより新潟市子ども・子育て会議第10回放課後児童クラブ検討部会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。こども未来課課長補佐の古泉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今回の議事の過程を明確にするため、内容を録音させていただきます。

当部会は公開となっております。本日は3名の傍聴者がおりますことをご報告させていただきます。

それでは、資料の確認をお願いいたします。机上にお配りしてあります次第に資料の一覧を記載しております。まず、事前配付資料といたしまして、資料1「ひまわりクラブ利用料・減免制度の見直し及び職員の待遇改善について」ということです。当日配付資料といたしましては、本日の次第、裏面については座席表ということで、A4の一枚ものになっております。以上ですが、ありますでしょうか。なければ挙手をしていただければと思います。

2 議事

ひまわりクラブ利用料・減免制度見直し及び職員の待遇改善について

○古泉こども未来課長補佐

早速ですが、これより次第2議事に入りたいと思います。

これより先の進行については、植木部会長からお願いしたいと思います。

○植木部会長

今日の議事は、前回の事柄と引き続きということになります。ひまわりクラブの利用料・減免制度見直し及び職員の待遇改善についてということでございます。そもそもこの部会の子ども・子育ての新制度に基づき、それに関する内容についての議論ということでございます。新制度は利用する保護者であるとか、あるいは子どもであるとか、そういった人たちの利用のしやすさというところに主眼が置かれるわけでございます。しかし、働く、それにかかわる労働者の労働条件の待遇と申しますか、その改善等につきましては、なかなか新制度に盛ってこなかったというような流れを受けて、この部会も4月以降、延長して、このような利用料と、それを改善して、活用しながら職員の待遇改善に結びつけるということの議論をこれまで続けてきたわけでございます。

前回は、三つの案が示されました。その中で、いくつか質問事項がありまして、例えば、応益負担の考え方もあっていいのではないかというような考え方、あるいは幼稚園の保育料との比較で前回は出たけれども、そうではなくて保育園との比較といったところの比較表も必要なのではないかといういくつかの委員の皆さん方の案、あるいはご意見を受けて、今回、新たな三つの案が出てきたということでございます。

では早速、議事の内容について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○高野育成支援係長

皆さんこんにちは。こども未来課の高野と申します。本日はよろしくお願いたします。

資料1をご覧ください。表紙を一枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。1前回（第9回）からの課題ということで、前回の部会でご意見いただきました課題について整理しています。まず、追加資料の提示ということで、ひまわりクラブ利用世帯の平均年収と保育園の保育料との比較についてご要望いただきました。こちらについては、この後、3ページにてご説明いたします。

次に、その他案の検討として、一つ目に応益負担の考え方を入れて、夏休み料金を設定する案。二つ目に減免区分を保育園並みに細分化した方がよいのではというご意見をいただきました。今回、それらの案についても、後ほど案4、案5としてお示しさせていただきます。

続きまして、3ページをご覧ください。2利用料減免区分の他制度との比較ということで、前回は幼稚園の保育料との比較をお示ししておりましたが、保育園の保育料との比較を追加いたしました。保育園の保育料は、非常に細かく設定されておりまして、10区分になっております。ご覧のとおり、中間の層でかなり細かく区切っているということになっております。所得制限の上限額は、世帯の推定年収でおおむね600万円程度が目安となっております。一方で、ひまわりクラブ利用世帯の平均年収はどのくらいかというご質問を前回いただきましたが、年収については各利用世帯から申告いただいておりますので、お示しできる数字がございませんでした。減免区分を決定するためには、市民税の課税状況について、保護者の方の同意をいただいておりますが、あくまでも個々の児童の利用料決定の目的のため同意をいただいているものですので、統計データの作成は目的外利用となるため、ご了承いただきたいと思っております。

国勢調査等においても、前回の調査より年収の項目が削除されており、統計資料を確認しましたがけれども、児童のいる世帯で金額を確認できるものがございませんでした。そのため、今回は新潟市として金額が公表されているものを資料に記載させていただきました。平成25年の家計調査年報という調査で、2人以上の世帯のうち勤労者世帯の平均1か月の実収入は53万3,204円。これを12か月分として単純に12をかけますと、年収で639.8万円となります。本調査は、単身世帯とそれ以外の世帯という分け方で調査されているものでして、2人以上の世帯という中には、夫婦2人だけの世帯も含まれています。児童のいる世帯、高齢者2人世帯等、さまざまな構成が考えられますので、ひまわりクラブ利用世帯と異なりますが、新潟市として数字が公表されているものとして、こちらを記載させていただきました。また、全国の数値の児童のいる世帯の年収については、前回の資料では平成23年の国民生活基礎調査より658万円として記載しておりましたが、その後、最新の数値が公表されておりまして、平成26年調査では、696.3万円と若干増加しているようです。なお、前回ご質問のありました児童のいる世帯の定義については、児童とは18歳未満の未婚の子どもとされておりまして。そのほか、母子世帯、父子世帯の状況については、前回資料の再掲となっております。以上より明確な統計データはございませんでしたが、一般的な世帯の平均年収は公表されている範囲で600万円台が想定されます。

ここで、上段の表でひまわりクラブ、保育園、幼稚園の料金区分の比較をご覧くださいますと、ひまわりクラブの利用料については、減免の所得制限が現状おおむね年収800万円となっております。平均収入以上の世帯についても利用料を減免しているというのが現状となっております。前回、委員の皆様からの所得制限については、見直ししてもよいのではないかとご意見をいただきました。また、その際、比較対象とするのは、幼稚園ではなく共働きの世帯を

対象とした保育園の料金体系を参考とすべきというご意見をいただきました。そこで以降、今回、お示しする追加の三つの案については、すべて所得制限を保育園並みの年収 600 万円程度として設定しております。

続きまして、4 ページをご覧ください。ここからが、今回、追加でお示しする料金見直しの案です。前回、案 1 から案 3 をお示ししておりましたので、それに続きまして、本日は案 4 からになります。案 4 は応益負担ということで、8 月のみ夏休み料金を設定したものです。所得制限は、先ほど、説明しましたとおり、保育園並みの年収 600 万円程度とし、最小の減免率について、年収 300 万円以上 600 万円未満の階層ですが、現在、現行の 3 分の 1 免除から 4 分の 1 免除に見直しをしております。

8 月料金の考えについてご説明いたします。前回の部会で、保育時間の差に応じた料金体系が必要ではないかのご意見をいただきました。その際、事務局としましては、ひまわりクラブは通年利用を原則として、月額料金を設定しているため、長期休暇の利用料についても年間にならした形で年額から割り返した月額の料金となっていることをご説明させていただきました。この点について、年間を通して同一の月額で所得に応じて利用料を負担する応能負担の考えだけではなく、サービスの量に対する利用料として、応能負担と応益負担の両方から検討していくことも必要ではないかということで、ご意見をいただきました。そこで案 4 の料金設定としましては、通年利用の場合の年間の利用料負担は現状のままとしまして、現在は年間にならしてお願いしている利用料を 8 月分の利用料を保育時間に応じて、他の月と区別するように計算いたしました。7 月以外にも、春休みや冬休み、7 月末の夏休み期間、土曜日等、開設時間が長い日もありますが、あくまで月額料金ですので、その部分はこれまでどおり、年間平均的に徴収するものとして、ここでは 1 か月を通して毎日、長時間開設している 8 月のみ、特別料金を設定する案とします。

また、前回、第 9 回の資料にて、ほかの政令市と県内 20 市の利用料の一覧をお示ししておりますが、他都市につきましても、季節料金の設定は 8 月のみが一般的となっております。具体的な計算としましては、8 月は 8 時から 18 時 30 分までの 10.5 時間。通常の 3 倍の保育時間があります。そこで通常の 3 か月分、クラブを開設し、保育時間を確保していると考えて、現在の年額を 8 月以外の 11 か月に 8 月分をプラス 3 か月の 14 か月で割り返すこととしました。現在の年間負担額は月額 6,900 円×12 か月で計算しますと、8 万 2,800 円です。この額をこれまで 12 か月で割っていたところを 8 月分は 3 倍としますので、14 か月で割り返します。すると 5,914 円という数字が出ますので、8 月以外の月の月額を 6,000 円とします。

8 月以外の月を 6,000 円ずつ 11 か月分徴収し、6,000 円×11 で 6 万 6,000 円を現在の年額である 8 万 2,800 円から差し引きしますと、8 月料金としましては 1 万 6,800 円という数字が設

定されます。

所得制限の見直しの影響を受ける現行の4,600円の区分の方は、見直しによる減免率の変更と減免上限額の見直しによって多少、負担増となりますが、もともとは6,900円の方、減免区分を見直さない非課税世帯、年収300万円未満の世帯の方は、通年利用している場合の年間の負担額は現行と変わらないというような設定にしております。つまりこの表で言いますと、300万円以上800万円未満の方のみ影響があるということになります。

例えば、非課税世帯の方は、現行通年利用しておりますと、2,300円×12か月、年間2万7,600円お支払いいただいております。案4になりましたところで、この方は、通年利用していれば、2,000円を11か月分と8月分の5,600円の合計は2万7,600円ということで同額となるということになります。表の一番下の欄で、影響額は、通常月はマイナス300円、8月はプラス3,300円とありますが、通常月のマイナスを300円×11か月分、3,300円のマイナスがそのまま8月にプラスされるというような仕組みとなっております。

案4の場合ですと、通年利用者にとっては、年間影響額はゼロとなる方が2,800人ほどになりますけれども、全体の46パーセントほどなのですが、8月のみ利用される場合ですと、これまで6,900円で夏休みの利用ができたところ、1万6,800円支払うこととなりますので、かなりの負担増に感じられると思います。また、46パーセント、年間の負担の変わらない方も、負担が増えるように感じられる恐れがあると思われまます。応益負担と応能負担の両方の点から設定しますと、このような料金体系が一例となります。

4ページの下の段に市、保護者等の経費の負担割合を計算しておりますが、案4では約5,600万円の増収を見込んでおります。この増収分は、夏休み料金設定による増収ではなく、所得制限の上限を引き下げたことと、減免率の見直しによるものになります。

続いて、5ページをご覧ください。案5です。前回いただきました減免区分を保育園並みに細分化するというご意見をもとに、保育園と同様の減免区分に設定したものです。先ほど、3ページで説明させていただいたとおり、保育園と同様に所得区分を年収600万円程度としまして、保育園は10区分になっておりましたが、1区分少ない全体で9区分の設定にしております。保育園の保育料は月額3万1,500円と高額ですので、10区分でそれぞれ数千円ほど保育料に差が出ておりましたが、ひまわりクラブの利用料はもともと月額の設定は6,900円となっておりますので、区分を細かくした場合、その差が数百円程度と細かく分かれていくというような状態となっております。

また、減免額にはあまり差が出ないため、下の経費負担の表をご覧くださいと、増収額についても、他の案とあまり差がなく、5,600万円ほどの増収となります。

続いて、1枚めくっていただきまして、6ページをご覧ください。案6となります。こちら

は前回の資料でお示しした案1とほぼ同じ考え方です。所得制限の部分は、案1では幼稚園並みの680万円としておりましたが、案6は所得制限を保育園並みの600万円として再提案させていただいているものになります。

案1のおさらいにもなりますが、この案は月額利用料については現行の6,900円を維持しつつ、所得制限と最低減免率を見直すというものです。低所得の世帯とすでに満額負担している世帯は、現状の負担額を維持したまま、現在、一定以上の収入で減免を受けている中間層の世帯の減免額を見直しまして、もう少し利用料を負担していただくという考え方になっております。

前回、6,900円自体も見直す必要があるか否かについても、少しご議論いただきましたが、前回の資料2でお示ししましたとおり、他の政令市や県内20市と比較しましても、月額6,900円は現状でも利用料としては平均より高い方となっているところです。本来、利用者全員から6,900円を負担していただくという料金設定ですが、前回の資料にありますとおり、現状で満額の6,900円をご負担いただいている世帯は、全体の約2割にとどまります。減免分の市の負担が多くなっているために、市の歳出が増え、保護者負担とのバランスが崩れている状況にあるという点と現段階でひまわりクラブ利用料の値上げに踏み切るには、ほかにもさまざまな検証が必要となってきます。

そこで事務局としましては、利用料見直しの最初の段階としましては、所得制限と減免区分の見直しが適当ではないかと考えております。案6では、案1の改善案としまして、再度、提案させていただきました。案6の場合ですと、経費負担の表の差引にありますとおり、約5,400万円の市の歳入と増加が見込まれます。

最後に7ページをご覧ください。4、各案のまとめといたしまして、今回、お示しした案4から案6に加えまして、前回、お示ししております、案1から案3も含めて、六つの案を比較できるよう一覧としております。

簡単におさらいさせていただきますと、案1は所得制限と減免額を幼稚園並みに見直すもの。幼稚園の減免の受けられる世帯の制限は年収680万円としておりました。保育園並みとする600万円までと80万円の違いがあります。案2については、現在の減免区分のまま全体を値上げするもの。上限を6,900円から8,600円に上げる案でした。案3については、減免対象を生活保護受給世帯と市民税非課税世帯に限定するもので、非常にシンプルな減免制度となりまして、増収額は1億2,600万円と案の中で一番多くなります。そして、4からは本日の説明でして、案4は、所得制限を保育園並みとして、8月の応益負担の料金を導入するもの。案5は保育園並みに減免区分を細かく9区分にするもの。案6については、所得制限を保育園並みにした上で中間層の減免率を少なくするものとなっております。それぞれの減免後の月額平均、減免対

象率、市の増収額等を比較しておりますので、この後、ご議論いただく際の参考としていただければと思います。

人件費改善に係る財源所要額としましては、各案の増収額と比べていただきまして、例えば、5パーセント改善であれば、5,331万8,000円必要となりますので、案1では、財源が足りないということになります。増収した額をすべて人件費改善に充てるということではなく、国、県、市、保護者の負担のバランス改善にも充てていきたいということで考えておりますので、参考値としてご確認いただければと思います。具体的な金額設定等につきましては、案でお示ししているものは、あくまでも事務局の案となります。見直しとなった際には、今後、財務当局とも相談の上、決定となります。本部会の場合には、減免区分の変更や料金全体の値上げの必要性や応益負担導入へのご意見など、大きな方向性について、前回に引き続いてご意見いただければと考えております。

長くなりましたが、資料説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○植木部会長

今回、出てきました案4から案6の3案ですけれども、それぞれの改善率を見ますと、おおむね4パーセントから5パーセントくらいだということです。これは前回の議論や資料の中で、おおむね5パーセント程度というのが一つの目安となっておりましたので、そういった意味では3案の改善率というものがそれに沿うものという感じがいたします。

一つ確認ですけれども、今日出された3案の中で、条例の改正とか、手直しが必要な案はありますか。

○高野育成支援係長

ひまわりクラブ条例では、ひまわりクラブの利用料の額が明確に示されておりますが、案の5、6については6,900円というところは変更しないという案になりますので、条例改正は不要となります。減免区分は施行規則の改正で対応できるということになっております。前回、お示ししました案2については、月額が8,600円、今回資料にあります案4についても月額6,000円と変わってきておりますので、条例改正が必要となります。

○植木部会長

分かりました。おおむね、前回、委員の皆さん方から出していただいた論点を盛り込んだような形での三つの案ということです。先ほども言いましたように、改善率が5パーセント程度という意味では、それぞれの考え方の数字が妥当な計算に基づくものだと読み取ることができるかと思います。この後、委員の皆さん方から、この三つの案それぞれについての印象であるとか、ご意見をいただきたいと思いますが、その前に山賀委員から口火を切っていただきたいと思うのですが、前回の議論の中で、応益負担のところ、あるいはこの仕事にかかわる支援員

です。仕事のやりがいの部分であるとか、そういったさまざまな視点のご提示をいただきました。そのあたりの前回の山賀委員からいただいたご意見の内容が、どの程度、盛り込まれているか。あるいは山賀委員のご印象がありましたら、そこからご意見をいただきたいと思っております。

○山賀委員

事務局にはいろいろなご無理を言いまして、新たな案をご提示いただいたということで、大変ありがたいと思っております。

最終的には、事務局でどういう案が一番市民の皆さんにご理解いただけそうかというところで、最終的には意向を伺いたいところだと思っておりますし、また社会福祉協議会もそれについてコメントいただければと思います。ある程度、案としては非常にいろいろな角度から出していただいたので、ありがたかったと思っております。

そもそもあまり数字の遊びをしたいと思っていたわけではなくて、根本的に働く家庭の子どもを預かるというところでは、働きながら預ける立場の皆さんの理解というものを得るために、安ければもちろん喜んでいただけるのですが、やはり大事なことは、ひまわりクラブの職員も働いている。共に働くもの同士であるということをごきちんと理解してもらった方がいいと思うのです。やはりパートで働いている親たちだって、時給が10円でも20円でも上がれば、働く意欲、やりがいに結びつく。ひまわりクラブで働いている人はどうなのかといったときに、ひまわりで働く職員の皆さんの労働待遇面での改善も、労働者として当然のことなのです。ということをごきちんと理解していただくということが大事だと思って伺っていました。

さらに、私は親の立場でもあり、また福祉の仕事をする立場でもあるので、一言、追加で申し添えさせていただければ、すべてではないですけれども、自分たちの仕事を給料等で評価されるということは、やはり仕事の評価、仕事の価値の評価というところも一理あるのです。時給1,000円の仕事と時給750円の仕事、それぞれ大変さはあるのだけれども、やはり時給1,000円の仕事にはそれなりの難しさ、専門性があるのですよということもあるし、こういう条件をクリアしていないと1,000円の時給は払えません。やはりそういう差別化というものがあると思います。今回、ただ時給を上げろと言っているわけではなくて、放課後児童クラブについてのスタッフは、これからは専門性が求められる時代になってくると。それなのに専門性だけを求めて待遇は改善しないというのは、やはり片手落ちになるだろうということもあるので、全体のバランスを見て、きちんと仕事に価値を、自分たちの労働についてきちんと評価して、そこに付加価値をつけていくということであれば、今までどおりの待遇では、どうなのかということもあります。そこは改めて皆さんのほうできちんと認識をして、そして利用されるご家族にも、これだけスタッフに求められている質が変わってきたのですということで、ただ単に利用者負担を増やして、市の予算を減らそうとしているという次元の話ではないのだとい

うことをきちんと伝えていくことが大事だと思って伺っていました。

○植木部会長

ありがとうございました。職員の待遇改善という意味では、いずれの案も、一定の待遇改善が期待できるかと考えられます。あとは、それぞれの特徴がありますので、そうした改正後の特徴をどのように考えるか。その内容についても、またこの後、委員の皆さん方にもそれぞれの案に関して、あるいは全体についてのご意見を順次いただきたいと思います。

それでは、大竹委員、お願いいたします。

○大竹委員

先回の案をいろいろと検討していただきまして、新しく作成していただきました。ありがとうございます。先回、いろいろ出てきましたが、年収の区分について、幼稚園並みを保育園並みに修正してということを出していただいたわけですが、私もこれを見て301万円の人と600万円の人が同じ保育料というのはどうなのかと感じました。平均年収を参考にして600万円からは減免なしの形に設定されています。これはよかったと思っております。

単純に案4と案5の差ですが、案4は8月のものをうまく活かしてという形にして、設けてというようにされていますが、案5は8月、保育時間は長くなくてもこの額でということになるわけですね。収入の区分を細かくして、なおかつ8月分は保育時間が長くなるのでというような試算は考えられなかったのでしょうか。両方取り入れるというような形はできないものなのでしょうか。この区分をここまで細かくというのは、保育園等に準じてという形で細かくした案を作っていたわけですけれども、300万円から600万円の中が五つに分割されていますけれども、そこまでしなくてもいいのかとか、ただ、やはり8月は、それこそ指導員の方の負担が大きくなるのか、保育時間はすごく長くなりますので、そういうものも加味してもいいのかと思ったりしながら見せていただきました。

○植木部会長

今のご意見は、例えば、この案が保育所並みの減免区分がされていて、そこに例えば、案4のような応益負担の考え方も加えてもいいのではないかというご意見ですね。ありがとうございました。

○逢坂委員

前回、それまでの話の中身が分からないまま、けっこう好きなことを言わせていただいたのですが、一つは平均年収、それから児童の定義、そして変化は必要だろうけれども、できるだけ緩やかな変化をというような話をしました。それを受けて、また新たな案を作ってくださいました。ありがとうございました。

まず案4なのですけれども、応益負担を考えてということなのですが、確かに夏休みは普段

の3倍の時間、子どもたちがいます。今回、夏休みに私は覗いてみたのですけれども、例えば、お盆の13、14日は木、金でしたか。そのあたり覗いてみたのですけれども、やはりかなりの子どもたちがいます。それだけ親御さんたちが仕事をされているのかと思ったのですが、ただ案4ですと、月額を一旦下げってしまうということになると、その後のことを考えたときに、月額自体を下げるということについて、どうかなという気がしました。

案5については、保育園並みにということでは区分を新たにしたいわけですが、案6と比較しますと、案6は区分がざっくりいっているわけですし、300万円以上がプラス900円の影響でありますので、影響額としてはまあまあ納得してくれるのではないかと考えています。事務的な手続きをするについても、案6のほうが仕事をしやすいのかと思いました。

ただ、私は最初に言ったとおり、とにかく5パーセント改善を勝ちとっていただきたいと。そこは、先ほど山賀委員がおっしゃったとおり、何とか今の賃金を改善していただきたいということが強い願いですので、そのためには、前回の資料ですと5,300万円ほどの費用が必要だということになっていますし、先ほどの説明で、例えば、市の出し分が5,600万円マイナスになったとしても、全部、それが賃金に行くわけではないという説明もありましたので、そうすると案6については、増収額がこれでは5パーセント勝ち取れないのかという気がしています。個人的には、保育園並みということであれば、保護者も納得してくれると思うし、増収額についてもこのあたりがいいのかという気がしています。

○植木部会長

ありがとうございました。山賀委員、ご意見があれば。

○山賀委員

先ほど、どの案についてというところまではコメントをしなかったのを改めて。先ほどの大竹委員のご指摘は非常に的を射ているというところもありました。二段構えで、夏休みの8月分の料金も含めて、それぞれの収入に応じて、また上限額を設定するという、二つの尺度を取り込むということで、緩和すると。急激な負担増を緩和するということもあるかと。ですので、案5を基にするか、案4を基にするかは別としても、案5の先ほどの大竹委員のご指摘の繰り返しになって恐縮なのですが、そこに幾らかを8月分として上乗せをしていくと。数百円を上乗せしていくということによって、急激な負担増ではないような見せ方をして、ご理解をいただくという方法もあるのかと考えています。確かに1か月1万2,600円と見えてしまうと、他の月がたとえ100円ずつ安くなっても、3倍というのは抵抗感があるのかと。説明するには、当然、3倍くらい使っているのだから、理屈としては当然ですが、抵抗感はあるのかと。ならば一番抵抗感が少ない案を少し修正することによって、見せ方としては抵抗感を減らすことはできるのかという意味で、先ほどの大竹委員のご指摘を私も参考にしながら、発言をさせていただ

きました。いかがでしょうかというところです。

○山岸委員

当初のころから議論してきたと思うのですが、子どもは家庭で育つという基本とサービスの部分とのバランス感覚として考えたときに、今のひまわりクラブの免除の制度がどのような基本的な考えから、今の現状になったのかが分かりかねるのですが、6,900円を基本としていながらも2割しか対象にならないような減免区分というのが、もし根本的なところで分かるところがあったら教えてもらいたいかと思います。

先ほどから出ている案5については、私もこれが一番妥当な線かと思うのは、一つは平均年収に基づく平均年収以下の方に対して減免するという考えプラス保育園並みの区分ということになってくるので、この案はいいと思います。先ほどからも出ていて重複しますが、8月は長い時間、見ていただくような形になりますので、増額するのは常識からいって当たり前のことかと思うので、ここでも8月分を加算していくということではいかがかと思っています。

もう一つは、急な値上げのような感じになるかも知れませんが、さっぱりと生活保護、非課税世帯のみ減免で、あとはいただきますよという形も、ほかの政令市を見ても、そういうところも多いので、新潟市は非常に細かく区分されていますので、利用者が分かりやすいという意味では、これもありかというところは感じました。

○山田委員

うちは今現在、8月1か月なのですけれども、子ども2人がひまわりクラブへ行っております。毎日、行っているのですけれども、スタッフの皆さんは毎日のようにいろいろな工作教室やオセロ大会など、いろいろ企画してやってもらっていますので、給料などの値上げに反映させていけたらいいだろうと思っています。けれども、保護者として考えますと、案4の負担額の増加は、2人同時に通っていて、ここにプラスしておやつ代として1人2,000円ずつ納めておりますので、もし満額で払うことになったら、4万円近く8月でかかってしまうことになるので、なかなか抵抗感が大きくなっていくのではないかと思います。

そこで、先ほど、山賀委員もおっしゃっていたように、案5で夏休み8月の利用に対してプラスで何百円、何千円という形で増額していくことに関しては、そこまでの負担を保護者の方も感じないと思いますので、この案を考えてみてほしいと思います。

また、我が家のように、8月のみで1か月で入れさせてもらっている家庭に関して、そこにもプラスでお金をかけてもいいのではないかと思います。通年利用として、皆さんやっておられますが、1か月だけの利用の方に関しては、またいろいろと気に掛けてもらうところもあると思いますので、少し増額してもいいのではないかと思います。

○植木部会長

ありがとうございました。早速詳細なご意見をいただきまして、ありがとうございました。全体をまとめますと、おおむね二つくらいの案が出たかと考えられます。一つは、逢坂委員から、例えば、案6でやった場合に、いわゆる改善率5パーセントが確保できるかどうか。これは逢坂委員、例えば、案6で改善率5パーセントが確保できるような内容であれば、これが望ましいと考えますか。

○逢坂委員

いわゆる問題は区分の違いだけですね。

○植木部会長

そうですね。

○逢坂委員

それがクリアできれば、私は案6でもいいのかという気がしています。

○植木部会長

分かりました。もう一つは、案5を中心として、それに8月の加算分を別枠で加えてもいいのではないかと案でございました。この場合、案5を見ますと、上限が6,900円です。これを超えると条例の改正作業が必要だということですが、恐らく案5でいったとしても、6,900円は上限になるだろうと。そうなりますと、600万円以下です。減免の率と減免後の額のあたりと8月の加算分によって、おおむね5パーセントを確保するという考え方になるかと思えます。そうなりますと、8月の保育料に関しては、少し多めの額を取るといえるようになるかと思えますので、この案5の300万円超600万円以下の部分の数字、要するに保育料に関してはこのままでもいいのかもしれませんが、少し減額がここよりされるかということも考えられるかと思えます。

今のことについて、事務局いかがでしょうか。委員の皆さん方のおおむね二つの考え方が出ましたけれども、これに対して事務局、何かコメントございますか。

○高野育成支援係長

貴重なご意見をいろいろありがとうございます。逢坂委員がおっしゃるように、やはり事務局としては保護者の理解が得られる、説明がつくような料金変更でなければ、なぜこうしたのかということも含めてできないだろうと考えています。案4のときにも説明させていただきましたが、案4ですと、保護者にとっては年額では負担は変わりませんよという説明はしても、非常に高くなったような印象を受けられるのだろうということが想定されます。案5について、非常に細かく区分したのですけれども、300円差とか、200円差になりますけれども、保育料の場合ですともともとの月額が3万1,500円と大きいものですから、細かく区分して差が一つ一つ出てくるのですけれども、この6,900円という中で、ここまで細かく区分していく方がいい

のか。皆さんの意見ですと細かい方がいいということですから、この辺り、もう少し意見をいただきたいと思っております。案6ですと、利用料金については、これまでと変わらない6,900円で、減免区分が少し変わりますということで説明がしやすいところがあります。

○植木部会長

そういった意味では、おおむね案5の修正版と案6の二つを軸にもう少しご意見をいただきたいということでございました。そのうちの案5に関して、保育所と同様の所得区分でこのような利用料金の設定をしたけれども、これはやや細かすぎるのではないかとというようなこと。これに関してはいかがでしょうか。そういった意味では、案6というのはすっきりしていますが、この中間がないので比較もある意味しやすいのかも分かりません。そういった意味では、案5の細かい、つまり保育所並みの細かい所得設定はここまで必要かどうか。もう少し緩やかでもいいのではないかと。場合によると応益負担で8月の少し増額した利用料金をここに加えることで、この所得区分を少し緩やかにすることができるかもしれないです。このあたりでご意見いかがでしょうか。大竹委員、何かありますか。

○大竹委員

先ほども申し上げましたが、私も案5はとてもいいなと思いましたが、301万円から600万円までの間をどのように分けるかということなのですが、影響額のところの人数を参考にさせていただくと、やはり年収の少ない方のほうが、割合としても利用者としては多いようです。そうすると、どのように分けたいのかということにもなりますが、あとは8月分をどのように加えていくかということと一緒に考えていかなければいけないのかと、植木先生がおっしゃるように、そういうことなのでしょうと思います。せつかなので、年収の少ない方をもう少し考慮して均等にというのではなくて、こんなに細かくしなくても、3段階くらいで分けていってもいいのかと思います。詳細については数字が弱いのでお聞きしたいと思いません。

○逢坂委員

保育料に準じてというあたりが急に入ってくるのが、一つの目安として考え方はいいと思うのですが、確かにこれで6,900円の中での差なので、200円くらいの差になっているわけですが、できるだけこういったものはシンプルな方が、間違いが起きにくいという気がします。繰り返しになりますが、プラス900円であれば利用者は十分納得できる額だと考えます。ということで、案6でいいのかと。ただ、夏休み中のことについては、また別の話です。何らかの形で加えていったほうがいいかと思いません。

○山賀委員

だんだんどうやってエクセルの表を作るかみたいな話になっていて恐縮なのですが、

その辺はいろいろな切り口があるのだろうということで、私は伺っていました。ベストはどれか分からないのですが、上限 6,900 円をいじらないでということを考えていくと、どれだけの範囲を 6,900 円の金額でカバーするかということが一つあるだろうと思います。6,900 円以外の人たちのところをどこに設定するのかということがあるのかと思うのです。率直に年収目安のところを見ると 470 万円を超える所得のある方から 600 万円までの差が大きいのです。他のところと比べると数十万円から 100 万円程度の区分けをしているものから比べると一気に 230 万円の所得の範囲がここにぼんと出てくるということがあるので、私が先ほど、もう少し事務的にも段階を少なくするというようなお話があるのであれば、6,900 円をもう少し下の方の所得まで下げて、6,000 円と今、案 5 を見ているのですが、6,000 円と 6,500 円のところが、幾らが境目くらいなのでしょう。事務局の方に確認したいのですが、その真ん中の 6,000 円と 6,500 円の境目というのは、所得的には幾らを想定しているのかと。多分、保育料のところを見ないと分からないですよ。

○高野育成支援係長

保育料の表から取ってきたのですけれども、保育料の表でもここの区分について、はっきり金額が書いていなかったために、うちの方も出せていない状況にあります。

○山賀委員

結論から言って、ここの 6,000 円と案 5 でいう 6,000 円と 6,500 円の間が所得のところの金額が定かではないという話なのですが、ある程度の推定所得が見えてくれば、そこまで 6,900 円の方を下げて、先ほど非課税の方はもう免除でもいいのではないかとということで、免除額を広げて、そして 260 万円を超える皆さんのところから、先ほどの 470 万円から 600 万円の間については、仮に 1 本にするのか、あるいは 2 本にしたとしても、二つくらいに料金の上限額を分けて 470 万円を 1 本、470 万円を超える金額を 1 本くらいにするとか、そうするとバランス的にはよくなるのかと思います。260 万円を超える人たちの負担額と、多分、これだと 470 万円を超えて 500 万円くらいの方の負担額。あとそれ以上は 6,900 円でもいいのかと。そして、夏休みの分については、私がお伺いしたいのは、先ほど、山田委員がおっしゃった夏休み 1 か月だけの利用というのはどれくらい増えるものなのか。年間利用者の何パーセントくらい増えるのかという目安というのはあるのでしょうか。

○高野育成支援係長

夏休みは 500 人弱です。5 月で 7,000 人ほどいて、それから 500 人弱増えて、また 8 月を過ぎると、8 月だけでなく 4 月から利用された方も徐々にやめていくという傾向が毎年見られます。

○山賀委員

そうするとざっと7パーセント前後くらいの利用増が数字上では出ると。登録者数というのか、利用者数というのか。実際、延べ人数というのは、また別なのでしょうけれども、登録者数が8月だけは7～8パーセントくらい増加するということですよ。そういうことも踏まえて、先ほどの夏休み利用の特別負担金というのか、そういうものを数百円設定してあげることで、いわゆる何となく不公平感をなくすという説明の仕方はあるかと思います。先ほど言ったように、470万円を超えるところから600万円の間のどこかに線を引いて、6,900円の利用者を少し増やして、そして非課税対象者の枠を広げて、中はもう一つくらい刻みを入れて、最終的に5パーセントくらいの収入増になれば、そこが私としてはいい形での折衷案かという印象でした。

○山岸委員

今のご意見とほぼ同じ感じで思っておりました。6,900円が設定されていながら、今、満額払っている方が2割。普通から考えると、皆さん、その額を基本は当然、払っていただきながら、免除する人がいますよというところのはずなのに2割だけというところで、800万円以下の4,600円という減免の考え方は、昔、制定したときの考え方がもし分かれば、そこをまた考えながら、今現在と合わせてやっていけばいいと思いますが、先ほど、おっしゃったように6,900円の枠をもう少し広げて、300万円から600万円というのは非常に大きいので、その真ん中で折衷案ということに、私も全くもって賛成です。夏休み、それから冬休み、春休みは1か月ではないので、加算することはない、でも夏休みは少し加算することで、指導員の方の負担も少し気持ち的にも減らしてあげられるのか。その1か月だけ預ける方はいいですが、なかなか子どもたちを預かるというのは、生身の人間ですのでいろいろありますので、1か月だけという、なかなか心が落ち着かないうちに、指導者の方も面倒を見ていかなければいけないと。ただ単に時間が長くなるというわけではありませぬので、その辺の金額の負担は保護者の方も納得するのではないかと思います。

○山田委員

私が案5を選んだ理由なのですが、就学前に保育園や幼稚園に入れてきた保護者にとって、収入によって細かく利用料が分けられるということに、あまり抵抗がないですし、馴染みがあるので、これくらい細かくなっていてもいいのかと思って、それからこの案5も案6よりも収益が増えていったので、こちらでもいいのかと思っていたのですが、細かく分けていくことで、事務手続きは、保護者からのクレームではないですが、相談等で労働の面で人件費等がかかってくるようでしたら、シンプルに案6にしてしまうのも、またそこまでの負担があるわけではないのでいいのかと思いました。

先ほど、山賀委員がおっしゃっていた8月の利用者ということなのですが、8月1か

月入れることで、ひまわりクラブの先生に聞いてみたのですけれども、どれくらい8月の利用者は増えましたかと聞いたら、うちが行かせているところでは、4～5名しか増えていないということで、8月のみお休みする子もいると言っていたので、そこまでの利用者の増減というのはなかったようなので、なかなか1か月利用者というのを予測していくのが難しい面もあると思いました。

○植木部会長

ありがとうございました。おおむね案5、案6、このいずれか。あるいは両方それぞれの特徴を活かす形でご意見をいただきました。そういった意味では、案5の所得区分は細かすぎるというご意見。これはおおむねだったかと思います。案6に関しても、5パーセント水準が確保できるようになれば、シンプルでもいいだろうというご意見がありました。応益負担に関しても、8月の利用料金を別設定にするということもやぶさかではないと。ただし、実際、それほど大きく増額した分が、人数の増減が大きな幅にはならないのではないかとご意見もございました。いずれにしても、これらのご意見、今、いただいたものに関して、もう一度、再検討していただく必要があるかと思えます。ただ、この部会もこれで終わりと聞いておりますので、この後、もし何かしらの修正案が出てきた場合、我々はどうのようにそれを確認し、通知していく手続きになるのかというところが気になるところですが、その辺りはどのようになりますか。

○高野育成支援係長

今日、大変たくさん意見をいただきましたので、もう一回、三つの案を参考にするような形にもなる可能性もありますけれども、今の段階ではこの案でいきますということは明言できません。ご意見を基にこの後、検討させていただいて、こども未来課だけではなく、財務当局との相談も必要になってきますので、最終的に予算案が決定した段階で、お知らせするような形でいかがでしょうか。内部の協議がこれからずっと続いていくということなので、来年2月以降になってしまうと思うのですけれども、そういった段階で、委員の皆様にはお知らせさせていただきたいと思うのですが。

○植木部会長

決定していくのは市の決定ですから、我々この部会では意見を伺うということにとどまるかと思えます。それにしても、一応、(案)ということで、なるべく早くお示しできれば最良かなと思えますし、今日、いただいた意見をもう一回踏まえて、こども未来課の方で案をもう一回練っていただいて、私、部会長にご一任いただいて、こども未来課から出てきた案を私の方で見させていただいて、それで調整させていただいて、案というようにまとめていくということでもいいですか。では、そのような形でいかがでしょうか。

○高野育成支援係長

分かりました。そのような形でやらさせていただきます。

○植木部会長

審議事項については以上ですけれども、その他で何かありますか。私の方から一つ。

昨年度、この部会で議論してきた分割、つまり 1.65 平方メートル以上確保するという事で、各児童クラブの分割を大規模クラブの解消を向こう 5 年間で行っていくという方針が決定いたしました。その際に保護者の側、あるいは指導員からおおむねの計画を示してもらえると見通しがついていいというご意見をいただいて、それも示したというようなことで、今年度、待たれるわけでありますけれども、平成 26 年度から平成 27 年度にかけての大規模クラブの解消に関する進捗状況について、もし今、情報があれば、今日、これは最後の部会になりますので、少しお知らせしていただけるとありがたいと思います。いかがですか。

○高野育成支援係長

平成 27 年度から皆様にご議論いただいた基準条例で、1 人当たり 1.65 m²以上の確保が明確にされました。それも、これまで延べ床面積で見えていたところを玄関やトイレの部分は除くということで、子どもの居場所だけで 1.65 m²以上必要ということが明確にされました。直ちにそれを当てはめると、大変多く待機児童が出てしまうということで、面積要件の経過措置期間の 5 年間の中で 54 か所を計画的に整備していきますということを子ども・子育て支援事業計画の中で書かせていただきました。平成 27 年度については、12 か所の整備を行っていく方針としておりまして、平成 28 年度以降については、部会でも予測される場所は、平成 26 年度の第 7 回の資料で一度出ささせていただきましたが、児童数の予測というのは、その都度変わっていきますので、本年度の児童数を見て、来年度の施設整備の必要などところというのは、再度、今、練り直しているところです。

今年度、狭あいしているところを最優先にしまして、来年度の予算要求のために、今、必要なところをピックアップしまして、来年度予算付けのために学校と一つ一つ話に行っているところです。できれば学校施設から離れずに運営するのが、子どもの安心安全のために一番いいということで、小学校の空き教室があれば、教室が第一優先ということで、まず学校と話をし、場所が決まれば、今度は平成 28 年度の予算要求をするということになります。平成 28 年度も 10 か所以上の整備を進めていく予定になっています。5 年間ですので、毎年 10 か所以上は整備が必要になってきます。そういったことで今、計画的に進めています。

○植木部会長

ほぼ計画通りなのでしょうか。それとも、一部難航しているのでしょうか。

○高野育成支援係長

計画通りには進めていきたいと思うのですが、学校との協議の中で難航する部分もあります。ですので、全体的にもまだ数が多いので、なかなかいい場所が見つからなかったりして難航することはありますが、それは時間をかけて話し合いをさせていただく中でクリアして、やっ払いこうとしているところです。

○植木部会長

いずれにしても経過措置の5年間ですべて解消するというのを頑張って決めましたので、それこそこちらも頑張っていただいて、そのあたり、決めていただきたいと思います。時間があるので、もう一つ聞いていいですか。

放課後児童支援員の研修が今年から始まります。そのあたり県から何か情報提供は来ていますか。

○高野育成支援係長

5年間、研修についても経過措置がありますので、どれくらいの計画ですかというような調べはきておりましたが、具体的な通知はまだ来ていない状況です。

○植木部会長

その辺り少し心配です。もうすぐ秋になるのに、未だに連絡がないと。そのあたり例えば、研修に職員を出すとすると、代替職員を入れなければいけないですよ。例えば、1日研修をやるとすれば。そのあたりの職員の手当や補充といったところが単純に心配なのですけれども、そのあたりは何か情報などはあるのですか。

○高野育成支援係長

案内が来るのが、11月以降ということだそうですので、研修が行われるのは、12月、1月くらいになるのではないかと思います。

○植木部会長

いずれにしても、今年度中に研修が行われますから、もし1日研修になった際、職員手当であるとか、そういうことは想定できますので、その辺りは不備がないように進めていただきたいと思います。いずれにしても、そういったことも含めて、今日の利用料の検討ということは、この部会で一貫して子どもの最善の利益と言ってまいりましたけれども、やはり低所得層に関しては、減免制度はしっかりする。高所得層に関しては利用料を取ることが原則かと思われれます。そういった低所得層の減免制度もしっかりやりながら、一方では指導員の待遇改善を図っていくと。このバランスについて、前回と今回で議論してまいりました。

保護者を、家庭全体を支えていくということは、子どもの貧困につなげないということになりますので、大変重要な事柄でありました。その辺りの議論に我々は参加できてよかったかと思われれます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、以上で議事を終わりたいと思います。事務局にお返しいたします。

委員の皆さん方から、何かご意見ございますか。

○山賀委員

今、植木部会長がおっしゃっていることに私も賛同するのですが、1年生から6年生まで受け入れるという初年度の年ではありますけれども、親御さんにとっての非常に便宜を図った今年1年だったと思うのですけれども、先ほど、ご指摘があったように、ハードの部分がなかなか追いついていない。そういう中で、実際にひまわりを使っている子どもたちの感じているところはどうかということを検証する機会があるのか、ないのかということも気になっているところです。決して全員ですべてのひまわりクラブの検証をする必要はないと思いますが、やはり現場の職員や実際に6年生まで使えるようになったということで、4年生、5年生、6年生の子どもの皆さんは使って楽しいのかどうなのかということも、きちんと検証していく機会があるともっといいのかと。親の都合だけではなくて、基本は子どもたちにとっての放課後の過ごし方、放課後の居場所づくりということなので、やはり子どもたちが基本的に主人公の一人ではあるわけで、親たちだけではないということもあるので、何かサンプルでもいいので、自分たちの取組みが、方向性としては、子どもたちからも共感を得ている、支持を得ているという裏づけがきちんと取れているのであれば、ありがたいと思っています。

ただ、一方で、非常に子どもたちは、過密なのか、ストレスを感じているというような声があったら、やはり親の気持ちもさることながら、逆に私たちは子どもたちに非常に負担を与えているということにもなりかねないので、そういうことをきちんと検証できる機会が設けられたらありがたいと思いました。

○植木部会長

ありがとうございました。今、山賀委員にご指摘いただいた部分は、放課後児童支援員研修の中に、含まれている視点なのです。実は7月に富山県で放課後児童支援員研修に行ってきたのですけれども、全国で一番早いと言っていました。その中で、子どもたちが放課後児童クラブをやめていかない、やめない、あるいはやめたくないというくらいの指導員の質、あるいは学童保育の質をどのように担保していくかということも、また資格が付与される放課後児童支援員の役割だということが明記されておりますので、いよいよそういう時代になってきたなど。福祉も全体がそういう流れになっておりますので、その辺りの視点も、やはり重要なのかということを確認しておられました。ありがとうございました。

他によろしいですか。以上で事務局にお返しいたします。

3 その他・事務連絡

○古泉こども未来課長補佐

植木部会長、どうもありがとうございました。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。3のその他・事務連絡ということでございますが、先ほど、植木部会長から少しお話がありました。平成25年度から皆様にご議論いただきました本部会は、本日が最終回ということになります。本当にありがとうございました。

最後に、小沢こども未来課長より一言申し上げたいと思います。

○小沢こども未来課長

皆さん方、改めまして熱心な議論の中で、放課後児童クラブで健全育成事業を受ける子どもたちからの視点、預ける親御さんたちの視点、それからそこで働く支援員の視点、さまざまな視点からバランスよくご議論いただきまして、大変どうもありがとうございました。また、この部会としましては、皆さんご存じのとおり、この4月から始まった子ども・子育て支援新制度の議論を1年半していただきながら、次の年の課題について、今年度取り組んでいただきまして、大変ありがとうございました。

今ほど、貴重な意見をいただき、私どもとして、課題として与えられた事項もございまして、必要に応じて検証できれば取り組んでいきたいと思っておりますし、また今後も、皆さん方のご意見を活かしていくように努力してまいります。さらに皆さん方のほうからも放課後児童クラブの健全な発展にご理解とご協力等いただければ、ありがたいと思っておりますし、これで終わりということではなく、今後も、お力添えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変どうもありがとうございました。

○古泉こども未来課長補佐

それでは、以上をもちまして、第10回の放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。